

○厚生労働省告示第五百七号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の五第一項第十三号及び第六条の七第一項第九号の規定に基づき、平成十九年厚生労働省告示第八号（医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができるとする事項の件）の一部を次のように改正する。

平成二十年十一月四日

厚生労働大臣 舛添 要一

第四条中第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款を定め、それに基づく補償を実施している旨

第六条中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款を定め、それに基づく補償を実施している旨